

「桐生市暮らしの便利ガイド」発行業務に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、市役所各種手続き案内等の行政情報のほか、市制施行 100 周年・水道創設 90 周年に関する情報、地域情報等を加えた「桐生市暮らしの便利ガイド」を、民間活力を活用して発行するにあたり、当該発行事業者を選定するために、必要な事項等を示したものである。

※民間活力を活用して発行するとは…

製作・配送等の発行に係る経費を民間事業者が募った広告収入により賄うことで市の費用負担がないことを条件に、民間事業者と協定を結び、市が提供する行政情報と、民間事業者が企画・編集した行政情報・生活情報及び企業広告等で構成された冊子として発行し、市内全世帯へ配布することをいう。

2 業務内容

(1) 業務名称

「桐生市暮らしの便利ガイド」発行業務

(2) 業務内容

別添『「桐生市暮らしの便利ガイド」発行業務仕様書（以下「仕様書」という。）』によるものとする。

(3) 履行期間

協定締結日から令和 3 年 3 月 31 日（水）まで

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしている事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 自己又は自己の法人その他の団体の役員等が桐生市暴力団排除条例（平成 24 年桐生市条例第 13 号）に規定する暴力団及び暴力団員等に該当しないこと。
- (3) 桐生市請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 過去に、人口 10 万人以上の自治体の「暮らしの便利ガイド」（類似する物を含む）の作成実績があること。

4 事務局

〒376 - 8501

群馬県桐生市織姫町1番1号

桐生市役所本庁舎本館2階 共創企画部魅力発信課広報広聴担当 担当：山添、佐藤

【TEL】0277 - 46 - 1111（内線506）

【FAX】0277 - 43 - 1001

【E-Mail】miryoku@city.kiryu.lg.jp

5 配布書類

(1) 配布期間

令和2年6月1日（月）から令和2年6月30日（火）まで

(2) 配布方法

桐生市ホームページからダウンロードすること。

【URL】<http://www.city.kiryu.lg.jp/sangyou/nyusatsu/koubo/1017046.html>

(3) 配布書類一覧

①「桐生市暮らしの便利ガイド」発行業務に係るプロポーザル実施要領（本要領）

②「桐生市暮らしの便利ガイド」発行業務仕様書

③提出様式

- ・参加申込書（様式1）
- ・会社概要書（様式2）
- ・質問書（様式3）

6 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は以下のとおりとする。

(1) 提出期間

令和2年6月1日（月）から令和2年6月5日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式3）に記入のうえ前記4「事務局」へ電子メールにより提出すること。

(3) 回答日・回答方法

令和2年6月8日（月）午後5時までに随時、質問・回答内容のみを桐生市ホームページに掲載する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式1）
- ②会社概要書（様式2）

※会社概要のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。

③企画提案書

様式は任意とする。前記2(2)「仕様書」に従い、暮らしの便利ガイド発行に関し、必要な事項等を提案すること。ただし、以下の内容については、必ず掲載すること。

- ・発行部数
- ・発行ページ数
- ・刷色
- ・規格
- ・製本方法
- ・発行までの作製スケジュール
- ・冊子全体の構成案
- ・掲載予定の地域情報、市民生活に有用な情報案
- ・広告募集方針
- ・掲載予定の広告案
- ・広告営業の実績
- ・独自の提案等
- ・配布方法と配布に必要な期間
- ・企画・編集、広告営業、印刷・製本、配送等、発行までの全工程における体制
- ・業務受託実績

④同種又は類似業務の実績を示す資料

- ・当該事業と同種事業の実績作品を1点以上添付すること。

(2) 記入方法

提出書類はA4判とすること。

※一部、A3判の使用も可とする(図表等)。

(3) 受付期間

令和2年6月1日(月)から令和2年6月30日(火)まで

(4) 提出場所

前記4「事務局」

(5) 提出方法

郵送又は持参

※郵送の場合は、令和2年6月30日(火)午後5時15分までに必着させるとともに、書留等の配達記録が残る方法を利用すること。持参の場合は、土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。

(6) 提出部数

正本1部、副本4部

8 審査

(1) 審査方法

共創企画部内に設置する審査会において、提出書類に基づき審査を実施する。

(2) 審査結果

令和2年7月10日(金)(予定)に最も高い評価を受けた事業者を桐生市ホームページに掲載し、名称を公表するとともに、全ての事業者に参加申込書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

9 協定締結

審査の結果、選定された事業者と発行業務に関する協定の締結を行う。協定締結は、7月中とする。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 前記3「参加資格」に定める要件を満たすことができなくなった場合

(2) 提出書類等の提出方法、提出期限等が本要領に適合しない場合

(3) 提出書類等に虚偽の記載が判明した場合

11 その他

(1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加申込者の負担とする。

(2) 提出書類等は返却しない。

(3) 業務委託の内容については、審査の結果選定された業者との協議により、若干変更する可能性がある。